

平成31年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 交通事業者と一般向けバリアフリー啓発・教育の実施

交通事業者のバリアフリー接遇・介助水準の向上並びに小中学生等を始めとする市民向けのバリアフリーへの理解の促進を目的とする。

具体的には、交通事業者向けの事業として、首都圏と関西地域において、鉄道事業者とバス事業者を主な対象とした交通サポートマネージャー研修の実施、交通事業者が障害当事者参加型の研修を自主開催するための人材育成を行う上級研修の実施、個別の開催意向がある交通事業者の支援等を行う。併せて、障害当事者講師、有識者等による「交通サポートマネージャー普及促進会議」の開催、障害当事者のリーダー養成と講師バンクの構築を継続する。

市民向けのバリアフリー理解促進事業として、小中学生向けバリアフリー学習プログラムの普及に継続的に取り組むことを始め、他団体等が行う交通バリアフリーに関する教育・普及活動などとの連携を図ることとする。

2. 公共交通事業等に従事する者に対する手話教室の開催

日本は2014（平成26）年に障害者権利条約を批准し、手話が言語として認められることになったことから、地方自治体においては、手話言語条例の制定に取り組んでいるところもあり、全国的に手話の普及活動が進んでいるが、学ぶ場が少ない。

本事業は、首都圏と関西地域で公共交通事業等に従事する者を対象とする手話教室を開催し、公共交通機関における聴覚障害者の移動円滑化を図ることを目的とする。

3. バリアフリー推進勉強会等の開催、障害者等とのネットワークの構築及び関係学会等との連携

交通バリアフリーを推進する上での課題等について、ハード・ソフト両面の個別テーマ毎に最新の動向を踏まえ、参加者との意見交換、情報交換を行い、障害者等とのネットワークを構築するため、勉強会等を開催する。

さらに、国内外の各学術団体（海外においてはTRB、ITF等、国内においては日本福祉のまちづくり学会、土木学会等）、大学・市民団体等との連携及び

学会等への参加を通して、情報交換等を行う。加えて、財団内に組織されているバリアフリー情報通信研究会の運営を行う。

4. オリンピック、パラリンピック開催に向けた移動と交通に関する調査等

2020 東京大会に向け、大会時に想定される障害者等の移動に関する課題を明確にし、対応の方向性を明らかにすることを目的とする。

具体的な実施内容として、移動とオリンピック、パラリンピックに対する市民意識調査の経年比較、オリパラ時のボランティア等による移動制約者への適切なサポート実施のための研修プログラムの作成、海外からの訪日客等誰でも見やすくわかりやすい旅客施設の案内表示等に関する課題の解決方策を検討する。

5. さまざまな障害等の対応に関する調査等

平成 18 年バリアフリー新法が制定されてから約 12 年が経過し、この間、高齢化の進展はもとより、障害者数の増加、東京 2020 オリンピック、パラリンピック競技大会の開催決定、障害者権利条約の締結及び障害者基本法等国内関係法の整備など、バリアフリー化・ユニバーサル社会の実現を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした背景を踏まえ公共交通機関等における高齢者、障害者等にとって社会参画を妨げている物理的環境、社会システム、観念などの課題解決に向け検討し共生社会の実現に資することを目的とする。

6. 移動円滑化促進のための基礎調査(新規)

平成 29 年度に改訂された公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン並びに公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインでは、いくつかの課題が残されている。移動円滑化を促進するためには、課題の解決と並んで新たに生じうる問題を想定した対応など基礎的な検討が必要となる。

高齢者、障害者等の移動環境については I C T の普及などここ数年での大きな変化もあり、スマートフォンの利用、ウェブサイト、アプリケーションのアクセシビリティ確保の必要性など新しい課題も出ている。

旅客施設においては既存設備の利便性、安全性の向上が求められており、特に視覚障害者の利用に際しては、エスカレーター等設備の利用環境が十分整っ

ていないという指摘もある。

本事業では上記の点について基礎的な検討を行い、ICT環境についての交通事業者の理解促進と旅客施設設備の課題解決を図るものである。

7. 海上交通バリアフリー施設整備推進

海上交通を担う旅客船及びターミナルのバリアフリー化は、通院、通学、買い物など日常生活航路として利用される離島航路から、遠隔地間の旅行に選好される長距離航路まで、幅広く望まれているが、他の交通機関に比べ、対応が遅れている状況にある。特に離島航路においては、本土と離島または離島間を結ぶ重要な交通手段でありながら、島民の高齢化が著しく、過疎化の進行による乗船者の減少等から旅客船事業者の経営状況が厳しく、旅客船及びターミナルのバリアフリー化が進まない状況にある。

また、海洋基本法に基づく第3期海洋基本計画の第2部「6. 離島の保全及び排他的経済水域等の開発等の推進」において、国境離島の保全・管理や離島の振興が明記されており、離島生活を維持し、島民がいつまでも居住し続けられるためにも離島航路は重要であり、島民の高齢化を鑑みれば、旅客船及びターミナルのバリアフリー化は必須である。

本事業は、これらの状況を踏まえ、旅客船事業者が行う旅客船及びターミナルの施設整備のうちバリアフリー化事業に対し助成を行い、海上交通を利用する高齢者、障害者等の移動の円滑化に寄与することを目的とする。

8. ECOMO 交通バリアフリー研究・活動助成

バリアフリーの基礎的研究開発等を行う若手研究者等に対する助成を継続して行い、交通バリアフリー化の促進に寄与することを目的とする。

また、新たな事業の発掘及び効果的な事業実施に資するため、研究・開発事業者とエコモ財団との共同事業とし、共同名義において成果の学会発表、雑誌投稿等を行う。さらに本件事業継続によって蓄積された研究活動についてのデータベースの構築を念頭におく。

9. 交通バリアフリー情報提供システムの運営等

高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするためには、交通バリアフリーに関する情報提供は必要不可欠である。現状、「らくらくおでかけネット」がその一躍を担っているが、昨今のITやIoT等の技術発展、データのオープン化、スマホやタブレットの普及等、情報提供・利用環境が大

大きく変容している。そのため、今後の交通バリアフリー情報提供のあり方についてのワーキンググループを組織し、検討を行う。

また、2018年度において開発を行ったシステムを基盤として「らくらくおでかけネット」の管理・運営を行うとともに、未実装又は新たに必要となった機能等について整備を行う。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

運輸事業における環境負荷の低減を推進するため、グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）認証制度の一層の普及を図る。

平成 31 年度は、トラック、バス、タクシー、倉庫、港湾運送、旅客船、内航海運の 7 業種合わせて 2,090 件(新規分：140 件、更新分：1,950 件)の登録を目指す。

また、新規認証取得者の増加を図るため、講習会受講者へのフォローアップを行うとともに、本認証制度に対する理解と協力を得るための荷主訪問、認証取得費用助成等の支援制度の拡充に向けた自治体等への働きかけを強化する。さらに、認証取得事業者の更新率向上に資するため、情報提供の拡充を図る。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤を積極的に推進している事業所を認証し、その取組事例を広く紹介することで普及促進を図るものである。

平成 31 年度も引き続き、より効果的なプロモーションツールの作成を行うとともに、地方運輸局等と連携した広報活動に努め、更なる普及を図る。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、地球温暖化対策のCO₂排出抑制策として国民の誰もが手軽に実施できる取組みであり、エコドライブ普及連絡会を中心に関係団体が協力して積極的に推進しているところである。

平成 31 年度もエコドライブ講習認定団体への支援を継続するとともに、エコドライブ活動コンクールを開催し普及に努める。なお、このコンクールに要する事業費の一部をグリーン経営認証制度事業費に計上することとする。

また、エコドライブ普及推進協議会の活動を事務局として推進し、11 月のエコドライブ推進月間にシンポジウムを開催する。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

「環境的に持続可能な交通 (EST)」を地方自治体や交通事業者等へ浸透させ

るため、学識経験者、関係団体、関係省庁等と連携した普及活動を実施してきた。平成 31 年度は、普及推進フォーラム及び地方ブロック毎のセミナーの開催、EST 交通環境大賞、交通環境対策人材養成研修等を引き続き実施する。

また、国際面ではベトナムで開催されるアジア EST 地域フォーラムやインドで開催される世界交通学会、チリで開催される COP25 に参加し、国際的な情報収集を行うとともに、セミナーの開催や運輸・交通と環境の英訳版の配布を通じて、我が国の交通環境対策を海外へ紹介する。

さらに、地域のバス交通等の維持・活性化も重要であり、この問題への地域の意識を高めるため、引き続き全国でセミナーを開催するとともに、これまでのセミナーで紹介のあった取り組みを体系的に取りまとめ、セミナーなどで配布を行い、普及を図る。

また、平成 9 年度以来当財団が継続して発行している「運輸・交通と環境」は、国や地方自治体、交通事業者等を通じ、あらゆる関係主体に我が国の交通環境対策への理解と普及啓発を図るため、運輸・交通分野における環境問題（地球温暖化、大気汚染、廃棄物・リサイクル、海洋汚染、騒音等）とその対策についての包括的な情報を提供している。行政や当財団、市民団体、企業等の取り組みも織り交ぜた本誌は他に類書もなく、引き続き発行する。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

交通環境学習の普及を目指し、自治体や小中学校に対する支援を行い、継続的に実施するための拠点作りや教育宣言の発行、テキスト出版等の活動に取り組んでいる。平成 31 年度は、これまでの学校への直接支援や 4 年計画のうち 3 年目となる滋賀県への支援を継続するとともに、新たな 2 自治体への支援を開始する。

また、引き続き、交通と環境問題をテーマとした寄附講義を、大学において実施する。

6. 地域における外国人旅行者等の円滑な移動の推進

我が国への外国人旅行者は年々増加しており円滑に移動するための環境整備が求められていることから、地域において外国人旅行者等が目的地まで円滑に移動するための交通機関の改善、案内情報の充実化等を推進する。

平成 31 年度は、観光分野での取り組みが急速に実施、検討されている MaaS の世界的動向を把握するため、シンガポールで開催される ITS 世界会議に参加して情報収集を行うとともに、最終年度となる十勝圏二次交通活性化推進協議会と三好市への支援を継続しプロジェクトの実現を目指す。

7. 交通・観光分野におけるカーボンオフセットの普及

交通・観光分野でのカーボンオフセットの普及促進を図るため、事業者が自社商品・サービスにカーボンオフセットを導入する際の負担を軽減し、CO₂排出量の算定や排出枠の購入をウェブ上で可能にする支援システムの運用を行っている。

平成 31 年度は、このシステムを継続して運用しつつ、民間主導によるシステム運用への移行を含め、今後の対応を検討する。

8. エコプロ展への出展

エコプロ展は、環境配慮型製品・サービスの普及を目的に、平成 11 年から毎年開催されている環境総合展示会であり、ビジネスマンや行政担当者、一般消費者が来場する国内有数の環境イベントである。

平成 31 年度も、同展示会に継続して出展し、運輸部門における地球温暖化問題の現状やその対策の紹介を行うとともに、当財団活動への理解を深める取り組みとする。

9. グリーンスローモビリティ（電動小型低速車）の普及

我が国の地方における公共交通の衰退は、マイカーの増加に伴い環境負荷が増大する等の問題を引き起こしている。今後の更なる低炭素社会を見据えたときに、環境負荷の少ないグリーンスローモビリティは、歩行者とも共存できる新たなモビリティであり、地域内における生活の足や観光地での移動手段として、その解決策の一つになることが期待されている。

平成 31 年度は、平成 30 年度に実施した実証実験の報告をもって活用推進委員会を終了し、国土交通省と連携したグリーンスローモビリティを普及する委員会を立ち上げる。新たな委員会では、ロゴマークや導入マニュアルの作成、研修会の開催等を検討するとともに、引き続き車両の無償貸与を実施する。

Ⅲ バリアフリー推進部、交通環境対策部連携事業

今後のモビリティ、アクセシビリティのあり方の検討

高齢化と人口減少が進む我が国において、すべての人が安心して移動できることを目標に、人と地球にやさしい持続可能なモビリティやアクセシビリティのあるべき方向性について検討する。

平成 31 年度は、昨年度に設置した検討委員会を通じて、次世代モビリティに関する情報や知見を収集しつつ議論を深め、次世代モビリティに向けた当財団の関わり方について引き続き検討するとともに、必要に応じて先進事例を調査する。

Ⅳ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き、当財団が保有している 128 の施設の貸付を、これら各駅を管理する鉄道事業者 16 社に対して行う。